

社会福祉法人英仁会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 法人の役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、施設職員旅費規程のさだめるところによる。ただし、法人の役員等が法人事務所の所在地における役員会等の招集に応じた場合の旅費の額は、別表のとおりとする。

3 施設長および職員が法人の役員等を兼ねる場合において支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところによる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

別表

| | |
|-----|---------|
| 評議員 | 2,000 円 |
| 理 事 | 2,000 円 |
| 監 事 | 2,000 円 |

附則

- この規則は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する
この規則は、令和 1 年 6 月 6 日から施行する